

## グアム - CNMI (北マリアナ諸島米国自治連邦区) ビザ免除に関する情報

記入方法：この書式は、訪問者ビザを所有していない非移民訪問者で、8 CFR 212.1(q) に該当する国\*の国民であり、グアムまたはCNMIに入学し最長45日間の滞在を申請するすべての者が記入すべきものです。この法規はグアムまたはCNMIへの入学に限り適用されます。この法規に拠った米国の他地域への入学は禁止されています。**すべて大文字で**、ペンを使い活字体ではっきりとお書きください。英語で記入してください。項目1~9に記入してください。すべての情報を注意してお読みになった後、この書式の下の欄に**署名し日付を記入**してください。14歳未満のお子様については、親、保護者、その他責任を有する成年者がご署名ください。すべての項目に記入したら、この書式を、記入したCBP Form I-94 Arrival/Departure Record (出入国記録) とともに米国税関国境警備局の担当官に提出してください。\* 同法に該当する国の最新リストは、各航空会社から入手できます。

- 姓 / 名字 (パスポート通り正確に)
- 名およびミドルネーム
- その他使用している姓名
- 生年月日 (日 / 月 / 年)
- 出生地 (都市名および国名)
- 旅券番号
- パスポート発行日 (日 / 月 / 年)
- これまでに米国移民ビザまたは非移民ビザを申請したことがありますか？  
 いいえ  はい (「はい」の場合は下記の質問に回答してください)
- 申請した場所
- 申請日 (日 / 月 / 年)
- 申請したビザの種類
- ビザは発行されましたか？  
 いいえ  はい
- これまでに米国ビザを取り消されたことがありますか？  
 いいえ  はい

9. すべての申告者は、下記を読んで設問に答えなければなりません：ビザ免除は、米国への入学不許可の対象として法で定められている特定のカテゴリーに該当する人には適用されません(ただし免除を事前に取得していた場合は除きます)。これらのカテゴリーに関する詳しい情報、およびこのいずれかがあなたに適用されるかどうかについては、米国税関国境警備局から入手することができます。一般的には下記に該当する者が対象となります：

- 伝染性疾患(結核など)の患者、または重度の精神病にかかっている者
- 法律違反や犯罪により逮捕されたかまたは有罪判決を受けた者(恩赦や大赦、あるいは同様の法的措置を受けている場合も含む)
- 麻薬常習者または不正取引人と思われる者
- これまでに米国から退去処分を受けた者、または米国に不法滞在した者
- 不正または故意の虚偽申告により、ビザ等の文書を求める者、求めたことのある者、取得した者、あるいは米国への入学を求める者、求めたことのある者、入学許可を得た者
- テロリスト活動に関与していた者、またはテロリスト組織のメンバー
- ドイツ・ナチス政府の、またはドイツ・ナチス政府占領地または同盟関係にあった地域の政府の直接的または間接的支配下で、いかなる人に対してであれ、人種、宗教、出身国、政治的意見を理由として迫害を加えることを命令、扇動、幫助、またはその他の形で参加した者、あるいはいかなる国においてもジェノサイド(大量虐殺)に参加した者

上記のいずれかがあなたに該当すると思われるですか？  いいえ  はい  
(「はい」の場合は、グアムまたはCNMIへの入学が拒否されることがあります)

**重要：**あなたのグアムまたはCNMIへの入学滞在は最長45日間です。あなたは、(1) 非移民資格の変更、(2) 一時居住者または永住者への資格変更、または(3) 滞在の延長を申請してはなりません。

**警告：**グアム-CNMIビザ免除プログラムまたは以前のグアムビザ免除プログラムに基づき、米国への入学に関してこれまでに違反したことがある者は、グアムまたはCNMIへの入学は認められません。今回の入学に関して違反があった場合は、グアムまたはCNMIからの退去処分の対象となります。不正雇用を承諾した非移民者は、国外退去の対象とされます。

**権利放棄：**私は、私の入学許可可能性に関する税関国境警備局担当官の判断を審査もしくは上訴するあらゆる権利、または、亡命申請を根拠とする以外のいかなる国外退去措置に対しても、異議を申し立てるあらゆる権利を放棄します。

**証明：**私は、本書式の質問および表明をすべて読み理解したことを証します。私が提出した回答は、私が知り信じる限り、真実であり正確です。

署名

日付

**文書業務削減法による通知：**現在有効なOMBコントロール番号OMBコントロール番号が提示されていない場合は、その情報収集に応じる必要はありません。この情報収集への回答には、説明を読み、既存のデータ源を調べ、必要なデータを集めて管理し、集めた情報を記入し見直すところまで含め、平均で約5分かかると見積もられます。この負担見積りに関して、また負担を削減するためのご提案など、この情報収集に関するあらゆる点に関するご意見は、こちらの宛先にお送りください：U.S. Customs and Border Protection, Office of Regulations and Rulings, 799 9th Street, NW., Washington DC 20229.